



笑って守って宮古の方言

～第15回鳴りとうゆんみや～く方言大会～

宮古の方言を守り、継承していくことを目的に、宮古方言（ミヤ～クフツ）のみで弁舌を競う「第15回鳴りとうゆんみや～く方言大会」が、7月29日、マティダ市民劇場で開催されました。

毎年、チケットが即日完売してしまうほどの人気を誇るこの大会に、今年は7人の個性的な弁士が登壇。弁士たちは各地域の方言に身ぶり手ぶりを交えたユーモアあふれる弁舌を披露し、会場には終始観客の大爆笑が響いていました。

今月の主な内容

◆特集◆ 裁判員制度って何だろう?P2

宮古島のわだいP6

あしらせ(子どもの人権 110番ほか)P8



「裁判員制度」って何だろう?



裁判員制度の実施に向けて

那覇地方裁判所平良支部長 潮海二郎

裁判員制度がいよいよ平成21年5月21日から実施されます。裁判員制度は、国民から選ばれた裁判員が地方裁判所で行われる一定の重大な犯罪に関する刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に判断するという制度であり、国民の視点や感覚が刑事裁判に反映されることにより、分かりやすい裁判が実現し、裁判がより身近に感じられることによって国民の司法に対する理解、信頼が一層高まることが期待されています。

沖縄県における裁判員裁判は、ここ宮古島の那覇地方裁判所平良支部では行われず、沖縄本島の那覇地方裁判所本庁で実施されることになりますが、宮古島市民の皆様も裁判員候補者に選ばれて那覇地方裁判所本庁まで出頭し、更に裁判員に選任される可能性があります。そこで平良支部では、宮古島市民の皆様にも裁判員制度について理解を深めていただきたいと考え、昨年から本格的に裁判員制度の広報活動を始めました。昨年度は2回にわたり裁判員制度の説明会を開催したほか、沖縄県民カレッジの講義において裁判員制度を説明させていただきました。今年度に入ってからも地元新聞社の協力のもと、刑事裁判と裁判員制度の基礎知識を説明した「よくわかる裁判員制度」を8回にわたり連載し、小中学生を対象にした親子裁判見学会を開催して模擬裁判を実施するなどしたほか、裁判員制度の説明と裁判員辞退事由の調査等を目的とした企業訪問などの広報活動を行っており、今後も継続していきたいと考えています。

そして、今回、宮古島市の広報誌において裁判員制度を取り上げていただくことになりました。裁判員制度の重要なポイントが分かりやすく説明されていますので、理解をより深めていただけるものと思います。

最後に裁判員として刑事裁判に参加することは、国民の義務であるとともに、権利でもあります。宮古島市民の皆様におかれでは、その意義を十分御理解いただき、制度実施の折りには、是非積極的に参加されるようお願いいたします。

もっとくわしく! Q & A

Q. 裁判員の候補者数ってどのくらい?

A. 平成21年度は裁判員制度が年度途中から始まるため、沖縄県全体では2,000人(22年度からは3,000人)程度の予定です。有権者数が多い都市ほど、候補者の数も多くなります。もちろん宮古島市からも、有権者数に応じた数(およそ50~100人)が選ばれます。

Q. 呼出しの頻度はどれくらいなの?

A. 対象となる事件は、1ヶ月につき2件程度と推計されています。裁判員候補者名簿に掲載されている方でも、1年に1度くらいだと考えられます。

Q. 交通費や宿泊費は自腹なの?

A. 来ていただいた日数に応じて、裁判所から支払われます。これとは別に、1日当り裁判員候補者には8,000円の範囲内で、裁判員(補充裁判員含む)には1万円程度が日当として支払われます。



6人の裁判官を選任

最終的に、事件ごとに裁判員6人が選ばれる。必要な場合は補充裁判員も選任。通常の事件であれば、午前中に手続きを終了し、午後から審議を開始する。

選任手続

選任手続の当日、裁判所へ。宮古島市から選任された場合でも、那覇地方裁判所本庁で行う。裁判長が、不公平な裁判をするおそれがないかの確認や辞退希望の有無等について質問。

選任手続期日のお知らせ(呼出状)と質問表を送付

くじで選ばれた裁判員候補者に、選任手続期日のお知らせ(呼出状)と【質問表】を送付。呼出状と質問状は、裁判の6週間前までに通知する。

【質問票】で尋ねること

- 以下のいずれかに該当している方に、辞退を希望するかどうかの確認
 - ・重い疾病または障害により、裁判所に出頭することが困難
 - ・介護または養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族がいる
 - ・期日変更できない社会生活上の重要な用務がある
 - ・自らが処理しなければ著しい損害が生じるおそれのある仕事がある
(※詳細を伺った後、総合的に判断されます)

お問い合わせは
那覇地方裁判所
平良支部
☎ 72-2012

「裁判員制度」



って何だろう?



国民から選ばれた「裁判員」が刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪を決める「裁判員制度」が、来年5月21日から始まります。

この制度により、国民のみなさんが刑事裁判に参加することで、裁判に対する理解と司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。初年度における裁判員候補名簿はもう選定が始まっています。選ばれた方には今年中には通知が送られる予定です。

国民のみなさんに裁判に参加していただく制度です

裁判員に選ばれた方は、一定の重大な犯罪事件(殺人、危険運転致死、放火、誘拐など)に参加していただくことになります。

それらの事件における裁判員の役割には、

- 「審理(証人や被告人の話を聞いたり、証拠品を見て事件を判断する)」
 - 「評議(裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを議論して決定する)」
 - 「判決(裁判長が行う判決宣告に立ち会う)」
- などがあります。法律の知識は必要ありません。みなさんが日常生活で行っているように判断して下さい。



— 裁判員等選任までの流れ —

事件ごとに名簿の中から「くじ」で選定

事件ごとに、候補者名簿の中からくじで裁判員候補者を選定。沖縄県の場合、2,000~3,000人ほどの記載名簿から、1つの事件につき50~100人(宮古島市からも数人)程度が選ばれる。

候補者への通知 調査票の送付

候補者に、名簿に記載されたことを通知。また、就職禁止事由や辞退事由を【調査票】で確認。辞退事由が認められれば、裁判所に呼ばれることはなくなる。

候補者名簿の作成

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選舉管理委員会がくじで選んで作成(1年で更新)。沖縄県全体で2,000~3,000人ほど、うち宮古島市からは50~100人程度が記載される。

【調査票】で尋ねること

- 就職禁止事由や客觀的な辞退事由の有無・理由などの確認および認定
 - ・就職禁止事由(例:職業が自衛官や警察職員、裁判所職員など)
 - ・1年を通しての客觀的な辞退事由(例:70歳以上、学生、重い疾病・障害を持つなど)
 - ※70歳以上や学生でも、辞退しなければ裁判員候補者名簿に記載されます
 - ・その他の辞退事由(例:特定の月のみ参加が困難な場合など)



国民健康保険課

国民健康保険課

☎ 777-7590

★ 国民健康保険の資格取得と喪失について

◎ 加入について

国民健康保険の資格取得日は「宮古島市に転入した日、または、そ

れまで加入していた健康保険等の資格を喪失した日」になります。

手続きが遅れた場合も、その日まで遡って取得することになります。

手続は、資格を取得した日の属する月から対象です。加入の手続きが遅れると、最長3年度分遡つて課税することになり、一度に高額の保険税が課税されますので、お早めに手続きをお願いします。

加入手続きには、「国民健康保険者証」「健康保険資格喪失証明書」「印鑑」などが必要(要件によって異なります)です。

課税は、資格喪失日の属する月の前月分までが対象です。資格がなくなつても届出をせず、保険税を納付した場合は、届出日から遡つて2年までの期間であれば返還されます(2年より前に納めた保険税は時効となり返還できません)。

脱退手続きには、「国民健康保険者証」「健康保険資格取得証明書または健康保険者証(各会社で発行)」などが必要(要件によって異なります)です。

資格取得日から加入手続き終了までに自費で病院にかかる場合は、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

加入手続きと併せて申請してください。この申請には、「自費で支払った分の領収書」「診察報酬明細書」

◎ 脱退について

国民健康保険の資格喪失日は、「宮古島市から転出した日(住所を有しなくなつた日)、または、他の健康保険等の資格を取得した日の翌日」となります。

課税は、資格喪失日の属する月の前月分までが対象です。資格が

なくなつても届出をせず、保険税を納付した場合は、届出日から遡つて2年までの期間であれば返還されます(2年より前に納めた保険税は時効となり返還できません)。

脱退手続きには、「国民健康保険者証」「健康保険資格取得証明書または健康保険者証(各会社で発行)」などが必要(要件によって異なります)です。

資格取得日から加入手続き終了までに自費で病院にかかる場合は、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

加入手続きと併せて申請してください。この申請には、「自費で支払った分の領収書」「診察報酬明細書」

★ 高齢受給者証の切替はお済みですか?

現在入院中か、これから入院予定の方は、「限度額適用認定証」ま

たは「標準負担減額認定証」の申込が必要です。また、平成20年7月まで入院しており、現在も引き合窓口での申請をお願いします。

7月末より高齢受給者証の切替が始まっています。有効期限が平成20年7月31日までとなっている受給者証は、医療期間受診の際に使用できません。

まだ新しい高齢受給者証への切替が済んでいない方は、左記の切替窓口までお越し下さい。

【必要な物】
国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、印鑑(認印可)

【必要な物】
国民健康保険被保険者証、印鑑(認印可)

代理による申請もできます
※認定証の発行は、平成19年度以前の国保税に未納がない方が対象です。

※同一世帯で国保加入者の転入出がありた場合は、認定証の再申請が必要です。そのまま使用を続けると、認定が取り消しになる場合がありますので注意して下さい。

※限度額は、所得に応じて決められています。詳しくは国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

★ 国民健康保険税の納付について

今年度より、最寄りの「ゆうちょ銀行」と「郵便局」でも納付することが出来るようになりました。

お申込み・お問合せは
宮古島市 総務部 財政課(平良庁舎3階)
〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里186番地
電話: 0980-72-3751
FAX: 0980-73-1645
H P: <http://www.city.miyakojima.lg.jp/site/view/index/jsp>
メール: sz.zaisei@city.miyakojima.lg.jp

★ 「入院前の申請」を忘れずに!

現在入院中か、これから入院予定の方は、「限度額適用認定証」ま

たは「標準負担減額認定証」の申込が必要です。また、平成20年7月まで入院しており、現在も引き合窓口での申請をお願いします。

7月末より高齢受給者証の切替が始まっています。有効期限が平成20年7月31日までとなっている受給者証は、医療期間受診の際に使用できません。

まだ新しい高齢受給者証への切替が済んでいない方は、左記の切替窓口までお越し下さい。

【必要な物】
国民健康保険被保険者証、印鑑(認印可)

代理による申請もできます
※認定証の発行は、平成19年度以前の国保税に未納がない方が対象です。

※同一世帯で国保加入者の転入出がありた場合は、認定証の再申請が必要です。そのまま使用を続けると、認定が取り消しになる場合がありますので注意して下さい。

※限度額は、所得に応じて決められています。詳しくは国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

★ 国民健康保険の資格取得と喪失について

古島市に転入した日、または、そ

れまで加入していた健康保険等の資格を喪失した日」になります。

手続きが遅れた場合も、その日まで遡って取得することになります。

手続は、資格を取得した日の属する月から対象です。加入の手続

きが遅れると、最長3年度分遡つて課税することになります。

課税は、資格を取得した日の属する月から対象です。加入の手続

きが遅れると、最長3年度分遡つて課税することになります。

お早めに手続きをお願いします。

加入手続きには、「国民健康保険者証」「健康保険資格喪失証明書」「印鑑」

などが必要(要件によって異なります)です。

課税は、資格喪失日の属する月の前月分までが対象です。資格が

なくなつても届出をせず、保険税を納付した場合は、届出日から遡つて2年までの期間であれば返還されます(2年より前に納めた保険税は時効となり返還できません)。

脱退手続きには、「国民健康保険者証」「健康保険資格取得証明書または健康保険者証(各会社で発行)」などが必要(要件によって異なります)です。

資格取得日から加入手続き終了までに自費で病院にかかる場合は、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

加入手続きと併せて申請してください。この申請には、「自費で支払った分の領収書」「診察報酬明細書」

【★ 「AED」をご存知ですか?
「AED(自動式対外除細動器)」とは、突然の心臓停止に多く見られる「心室細動」を自動的に判断し、電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すことができる緊急医療器具です。音声メッセージの指示によって、誰でも簡単・確実に操作できます。



【★ 応急手当の講習について
宮古島市消防本部では、職場・グループ単位のほか一般公募により、毎月第4日曜日に講習会を開催しています。内容は「心肺蘇生法とAEDの使用」や「出血・ケガの基本的な応急手当」などです。
詳しくは消防本部までお問い合わせ下さい。

程度別	軽症	中等症	重症	死亡	その他	計
年齢別						
0～6歳	39	25	1	0	2	67
7～14歳	61	26	4	0	0	91
15～64歳	561	288	76	12	27	964
65歳以上	327	398	296	40	31	1092
計	988	737	377	52	60	2214

軽い症状の方や、家族・自分自身で病院まで行ける方が、「楽だから」等の安易な気持ちで利用すると、他の重症者への対応が遅れる場合があります。救急車は正しく利用して下さい。

【求む! 宮古島応援団
～ふるさと納税(寄附金)受付が始まります～
宮古島市では、「ふるさと納税制度」の受付が平成20年7月からスタートしました。
「こころつなぐ 結いの島 宮古」島づくりへのご支援をお願いします。

◆ ふるさと納税とは? ◆

平成20年度地方税法改正により新たに創設された制度です。「宮古島市出身者」だけでなく、宮古島市に共感を持つ方々が宮古島市に納税(寄附)することができます。

寄附金のうち5千円を超える部分は、現住所地の自治体に納める住民税額の約1割を上限とし、所得税と住民税をあわせた税額から控除される形で納税(寄附)できます。

◆ 納税(寄附)申込の手続き ◆

「寄附金申込書」に必要事項を明記し、右記の窓口まで持参するか、郵送・ファックス・電子メールのいずれかでお申し込み下さい。

「寄附金申込書」は右記のアドレスからダウンロードできるほか、郵送・ファックス・電子メールでもお送りできます。

詳しくは右記までお問い合わせ下さい。

※ご注意下さい

本寄附金は皆様のご厚意により宮古島市を支援していただくものです。市から寄附を強要したり、直接訪問することは一切ありません。詐欺行為には十分ご注意下さい。ご不明な点は、まずお問い合わせ下さい。

お申込み・お問合せは

宮古島市 総務部 財政課(平良庁舎3階)

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

電話: 0980-72-3751

FAX: 0980-73-1645

H P: <http://www.city.miyakojima.lg.jp/site/view/index/jsp>

メール: sz.zaisei@city.miyakojima.lg.jp

おはなし玉手箱

セタマツリ & 1000回
記念公演

7月5日(土) 平良図書館で、おはなしの会玉手箱による「セタマツリ & 1000回記念公演」が行われ会場に入りきれないほどの子供たちが大勢詰めかけました。この会はボランティアで結成され23年間の活動を続けています。メンバーは、現在11名、童話、絵本の読み聞かせ、紙芝居などを毎週土曜日に平良図書館で行っています。この活動は、夢や希望さまざまな思いなど、子供たちがいろいろなことに気づくきっかけ作りに貢献したことでしょう。今年4月には、長年の活動が認められ文部科学大臣より表彰され高い評価を受けています。また、今回の記念公演では、設立当時のメンバーから漁水御嶽の伝説を手作りの大型紙芝居にした「片目の大蛇」が図書館に寄贈されました。図書館では、この紙芝居を団体などに貸し出すことで利用を呼びかけています。

20年度 からだにいい!!教室 運動でボディー コントロール

宮古島市健康増進課の企画で、「からだにいい!!教室」が、8月6日からスタートしました。毎週水曜日の週一回、3ヶ月間を通して、メタボ予防、改善のため行われるもので、初日、17名の男性が、各自の目標を掲げ理想のボディーを頭に描きながら軽快なリズムに合わせ大粒の汗をかきながら必死に体を動かしていました。

教室では、運動のほかに、栄養士、保健師から栄養や体のしくみについての話などがあり、無理のないボディーコントロールの方法を学べるようになっています。参加者のひとりは、「普段、運動をしないので、健康管理の意識付けになれば・・・」と参加の動機を話していました。3ヶ月後の変化が楽しみです。

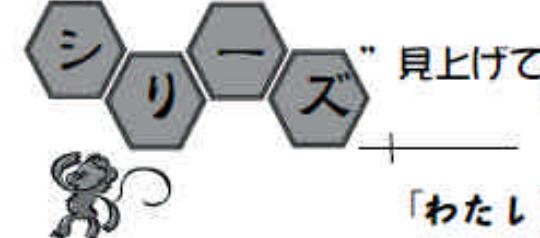
第18回サニツ浜カーニバルを 下地与那覇湾で開催

宮古馬ぬうまビラす!
宮古角力! 綱引き!



千潟の祭典「第18回サニツ浜カーニバル」が7月20日下地区与那覇湾(通称:サニツ浜)で開催されました。潮が引くと700ヘクタールにわたる広大な干潟が出現する場所で、伝統の宮古角力、浜競馬、少年サッカー、グランドゴルフなどの競技に小学生から高齢者までの1200名余りが参加。当日は、天候にも恵まれ気温は31℃を記録しましたが、真夏の照りつける日差しのもと参加者は各競技を楽しんでいました。

中でも一番人気を集めたのは宮古角力大会で、会場では、選手の決まり手に歓声や拍手を送り大いに盛り上りました。また、宮古馬のぬうまビラす(浜競馬)では、干潟のコースを駆け抜けるかと思いきや途中で立ち止まったり、逆走したりと観客の笑いを誘っていました。



“見上げてごらん”
ちょっと上を…!

わたし(樹木)たちの生き方

「樹木は土から芽吹くもの」その常識を覆すように、想いもよらない所に芽吹きそこに根をはり力強く育つ樹木があります。そのほとんどは、鳥などがエサとした種子が消化されずに糞と一緒に排出され、その場所で根付いたものといわれています。

旧下里市場南側交差点近くにある神屋裏御嶽に、葉を落とし立ち枯れたヤシの木があります。その木のてっぺんから顔をのぞかせるように、ガジュマルの木が育っています。ガジュマルは、(イチジク属)の一品種で、その実は鳥たちの好物なのでしょう。以前、このヤシの木には、ダイコンが生えていた事もあります。

次に、現在改装中の漁水御嶽入口にある鳥居の割れ目から、しっかりと成長しているガジュマルがあります。セメントで出来ている鳥居のどこから水分を補給しているのでしょうか。細く伸びた根は、水を求めるかのように“ゆらゆら”と風に揺れています。それから城辺地区西西の畠の中に、レンガづくりの煙突が立っています。このあたりは、昭和17年設立された西中共同製糖工場がありました。沖縄戦の始まりで廃業。煙突だけが現在も残り、情緒のある風景を醸し出しています。その煙突を幹の代わりでもするように枝を広げたガジュマルがのびのび茂っています。いづれのガジュマルも偶然その場所に芽吹き、日照りや風雨に耐えながらも成長を続けています。(何かを伝えるかのように・・・)

一度、ゆっくり見上げてごらん ちょっと上を…!

文化庁事業紹介

担当部署: 教育委員会文化振興課

伝統文化こども教室

伝統文化こども教室とは、伝統文化をこどもたちに体験、修得させ継承、発展させる事を目的として、文化庁が(財)伝統文化活性化国民協会に委嘱、実施している事業です。



講師プロフィール
砂川幸吉
野村流古典音楽保存会
砂川幸吉研究所

琉球古典の旋律を 子供たちに伝える!

今回は、「宮古島子どもサンシン教室」の紹介です。この教室は、野村流古典音楽保存会・砂川研究所が主宰するもので、今回で3回目の開催となります。

古典音楽を始めて30年になる砂川氏は古典音楽の醍醐味をこう語る「やればやるほど深みがあって、難しい曲を克服したときが嬉しい」。こども教室では、古くから伝承されている伝統音楽や琉球古典音楽に親しんでもらい最近では使わなくなった方言の発音の仕方や礼儀作法、姿勢なども指導している。こども教室で習った事は、市の文化祭で発表の場を設けているが、三線に触れた事がない子供たちが、晴れ舞台で堂々と演奏する姿は感動する。と、目を潤ませながら努力した子供たちを讃えているのが印象的でした。また、楽器に親しむなら良い楽器に触れることが重要と話す。これからも開催は、子供たちを育成して、古典音楽が宮古島でも活性できるように努めて行きたいとのことです。

同教室は、9月7日から2月にかけて25回の開催となります。多くの子供たちの参加を呼びかけています。

うまれかい! がまれかい!

宮古島の 話題



神屋裏御嶽のヤシの木



漁水御嶽の鳥居



キビ細にレンガ作りの煙突

(PN.
一筆姫)

真剣な表情で三線の稽古に励む子供たち



(PN.
独身はつらいよ)

新コーナー「一筆物語」がスタート! 投稿者募集中です。